

平成 27 年度第 7 回 市民参加推進会議会議録(概要版)

開催日時	平成 27 年 11 月 19 日 (金) 午後 3 時 00 分から午後 5 時 15 分まで
開催場所	市役所 3 階 会議室 2
出席者	池川悟会長、市川温子副会長、手塚崇子委員、林章委員、谷本滋宣委員、徳本悟委員、三浦永司委員
欠席者	田中卓也委員、坂野喜隆委員(海外赴任のため今年度不在)
事務局	市民活動支援課 川上課長、五十畑主事
傍聴者	0 名
議題	平成 27 年度市民参加推進会議答申について (報告) 市民参加条例の比較について
資料	資料 1 参考資料

[会議趣旨]

- 平成 27 年 11 月 13 日に行った市長への答申についての報告が、会長及び副会長からなされた。
- 白井市の市民参加条例について、資料 1 により他市の市民参加条例と比較を行った。

[会議内容]

1. 開会

2. 議題 1 平成 27 年度市民参加推進会議答申について(報告)

平成 27 年 11 月 13 日に行った平成 27 年度市民参加推進会議答申について、池川会長及び市川副会長より報告があった。

- 無事答申書を渡すことができた。情報公開について相当突っ込んで具体的な形で答申書に記載しているという話をした。
- 少子高齢化のことについていろいろと話題になり、北総鉄道の運賃が高額なため人が来ないのではないかという話をした。
- 市長は、白井の素晴らしさを小学生に伝える講義を持っており、白井を愛し白井で育った人に、大きくなって白井に住み続けてもらえることを目指しているとのこと。
- 空き家対策に関する話題があり、来年度は白井市から転居した若い人たちが空き家に住めるよう補助金を交付する施策を実施するという話があった。私自身、総合計画審議会の委員等もやっているが、空き家対策に関する具体的な施策については知らなかった。

[委員の主な意見]

- 答申内容について、答申 3 で総合的評価において、職員へのヒアリング調査について触れていたが、市長答申の中で何かコメントはあったのか
→ 特にヒアリング調査については触れなかった。

[事務局]

- 答申を行ったことについての周知を現在進めており、12 月 15 日号広報に、答申を行った旨の報告及び答申書の概要について掲載予定となっている。

3. 議題 2 市民参加条例の比較について

事務局が作成した白井市、岩倉市（愛知県）、江別市（北海道）、印西市、流山市の 5 市における市民参加条例を比較した資料を基に、白井市市民参加条例において不足していると思われる個所について議論を行った。

[会長]

- 市民参加条例の資料について、一番左列が白井市の市民参加条例で、その右から岩倉市の市民参加条例、江別市、印西市、流山市と並んでいる。
- 白井市の人口が約 63,000 人、世帯数が約 25,000 世帯となっている。
岩倉市が約 47,000 人、約 21,000 世帯、江別市が 120,000 人、56,000 世帯、印西市が 95,000 人、36,000 世帯、流山市が 175,000 人、72,000 世帯となっている。
- 人口と世帯数で市民参加条例の在り方がわかるのではないかと思い、追加した
- 岩倉市と江別市は、直近で市民参加条例を整備した自治体ということで挙げている。印西市と流山市は、近隣市で市民参加条例を整備している自治体として挙げている。

[委員の主な意見]

- 総合的評価の中で点数の付け方や途中経過の事業の取り扱いなど、具体的な部分については疑問点があったため、修正したいと考えていた。ただし、条例自体の改正については考えていなかった。委員会の評価がどのように各課へ伝わり反映されるかについては心配しているが、条例改正のこととなると真剣に考えていかなければならない。
- 現在の総合的評価の 1 つの基準となっている「望ましい水準」について、今の感覚と異なっているとことがあると思う。例えば、条例上ではパブリックコメントは 2 週間以上となっているが、2 週間では短すぎるように感じる。
- 市民参加条例の第 2 節以降の具体的な手法について規定している箇所であれば、作業の中で感じたことを述べ合うということができるが、1 節の部分については定義等の部分になるので、我々委員では意見交換することができない。
- 条例そのものの見直しは、タイミングとしてはいいと思う。ただ、この市民参加推進会議が条例案を作るというのは荷が重すぎるため、そういったことを審議するなら、別途見直しのための研究会なり審議会が必要になるだろう。
- この市民参加推進会議から「見直しの必要性があるのではないか」「別途審議会の立ち上げを検討されることを期待する」といった答申をすることはありうるのではないか。
- 必ず市民参加の手法をとる事案と、必ずしも条例上の規定でいうと義務ではないが担当課として市民参加の手法をとり、総合的評価の対象事業としている事案が見られた。
- 条例でいえば 100%義務ではないが、事業の規模や市民の関心が大きいと思われるも市民参加の手法が取られない事業が見られるなど、ばらつきがあると思う。条例そのものを見直すのか、その他の方法で補完するといった方法もあると思うが、一歩二歩前へ進む方策が必要だと思う。ただ、それら全部を市民参加推進会議が条例改正について内容を含めて検討するのは荷が重いと思う。
- この会議は市長からの諮問にに応じていると思うので、条例の企画・立案をするといった機能はないと思うが、こんな趣旨でやったらいいのではないかと意見を述べることはできると思う。

- 最近新しく施行された条例を見ると白井には足りない部分も見受けられるので、よりよい市民参加の在り方を考えていくためには見直しも一つの手法であると思う。
- 「てにをは」を含めた具体的な審議を行うのは、来年度に坂野委員を加えて進めたとしても難しいと思う。ただ、いままで評価してきた経験から修正するのが良いと思う箇所はお持ちだと思うので、それを踏まえて市で直していくという形になると思う。
- 基本はすぐわなくなってきたものをより良いものに転換していき、必要があれば直していくということになる。
- 評価した時に違和感があった部分については評価したばかりなので覚えている。そういったことを話し、それを踏まえて変えたほうが良い部分について坂野委員が戻られたときにお話ししていけば、今回の話が無駄にならないのではないかと。
- 条例というのは市議会で、議会でもって承認する形になるか。
 - 議決事項になるので、担当課で素案をまとめ、庁内の例規審査会という部門で形式的が整っているか、おかしくないかといった審査を経て、議会へ上程する。
- ということは、あくまで私たちがやることは提案に過ぎないのですね。
 - はい
- 条例上必須ではないため、市民参加の手法を取らなかった事例も見られる。例えば、学校給食共同調理場の建替のように多額の費用がかかるものについては、市議会を通ればよいという問題ではないと思う。庁舎の建て替えについては市民参加のテーブルに乗り、私たちは採点もできている。市議会議員は市民の代表と言えるかもしれないが、議会で可決すれば土地も買えてしまい、市民からするとそれが必要かどうかの議論がない。そういった事業を市民参加の対象として拾い上げていくことが必要に感じる。
- 諮問事項は市民参加を実施した事業の総合的評価だけではなく、市民参加全体を見て改善していくべき点があったらそれはそれで意見を出してくださいという趣旨の説明を委嘱された際に受けた覚えがある。
 - 市民参加条例第3章の第25条、市民参加推進会議の項目で、委嘱事項を定めている。市長の諮問に応じ調査・審議することが基本で、内容は4点ある。
 - (1) 市民参加の実施状況に対する総合的評価
 - (2) 市民参加の方法の研究及び改善
 - (3) この条例の見直しに関する事項
 - (4) 前3項に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する事項
 そのため、今までの経験から、条例の見直しをした方が良い部分について意見を出していただくことは可能である。
- ある意味変えるちょうどいい時期だということと、市民活動支援課が勝手に考えるのではなく、諮問委員会がありその市民が評価をしてきたいろいろな意見を聴き、よりよいものを作りたいから我々委員に聞いているということではないか。
- 今行っている総合的評価に加え、条例の見直しに関する意見交換も行うとしたら、5回の会議では時間的にできないのではないかと。もし条例の見直しについての意見交換を行うのであれば、専門の日数を何日か設けなければならない。
- あまり重荷に感じずに、条例を比較してみて、これはよさそうだから取り入れてみてはどうかといった程度でよいのではないかと。思っていることをフランクに話す中で出た意見を、事務局に活かしていただければいいのではないかと。

- パブリックコメントに関しては、岩倉市、江別市、流山はすべて 30 日以上となっているが、白井市は 2 週間以上とどまっている。応募が少ないのは募集内容が分かりにくいのもあると思うが、意見の募集期間が短いことも要因としてあると思うので、募集期間を延ばしてみてもどうか。
 - 無作為抽出の委員公募については、事業仕分けの際に成功していると伺っている。無作為抽出により選ばれたので委員をお願いしたいといった内容の依頼が市からあれば、委員を受ける側としても出しやすくなり、応募のハードルが下がるのではないかと。
 - 市民参加の実施状況に対する総合的評価には、条例と基準と水準があると思う。市民参加推進会議で条例の改正は難しいだろうが、基準と水準に関しては委員の評価の目安となるものなので、会議の中で意見を出し、修正していったらどうか。
 - 第 1 回会議で配布され、今年度事業を評価する際の点数の付け方の指針とした「市民参加の総合的評価 評価基準」がある。ここからなら議論に入りやすいのではないかと。
- 資料を後日送付するので、疑問に思った点等を加筆修正のうえ返送していただきたい。

[事務局 無作為抽出に関する進捗状況の報告]

- 無作為抽出による公募委員の登録制度を来年の 4 月 1 日に開始するが、その準備を今年度中に行っていく。今年度中に抽出、名簿登録等の処理、職員への制度周知を行い、来年度 4 月 1 日か登録された方に審議会等への参加の呼びかけを行っていく。
- 無作為抽出は全国でも数自治体しか取り組んでいないもので、直近では柏市が来年の 1 月 1 日から無作為抽出を正式に始める。1000 名を無作為抽出して案内を行い、現段階で 70 人の応募があるとのこと。白井では、事業仕分けの時は市民判定人ということで多くの方が手を挙げてくれたものの、総合計画のワークショップを開催するとき実施した無作為抽出では反応が芳しくなかったため、2000 名に案内を送ることを考えている。

資料 1 で各市の市民参加条例をまとめているが、総合的評価の中で委員が感じた意見等を集めることを目的に、市民参加手法について規定している第 4 条以降の議論を行った。

[委員の主な意見]

- 岩倉市や江別市を見ると、審議会等の委員の氏名を公開するよう義務づけしており、白井はそういった規定が見られない。白井においても、広報で審議会等の委員委嘱の記事が載っていることがあるが、基準があって出しているのか。
- 全ての確認をしたわけではないが、審議会等で委員を委嘱した際には、基本的に委員名を公表している。ただし、その旨の規定は条例にはない状況である。
- いただいた評価の基準の用紙に、疑問に思っている部分を書き入れてはどうか。
 - 仮に市民参加条例の規定を、1/3 以上の公募枠を設けるように努めなければならないとした場合、評価基準の条例基準の項目が、「公募枠を設けているか」ではなく、「公募委員が 1/3 以上いるか」に変えることができるなら、努力義務であっても評価に反映することができるのではないかと。
 - 市の審議会を見てみると、審議会の委員は多いほどいいわけではないと感じる。自分の団体の利益のことばかり言う人が出てきたり、一方で建築関係の専門家がいたり議論がかみ合わない。10 名よりも多くなってくると、発言もしづらくなってくると思う。

- この資料をまとめる中で、白井市に足りないと感じた部分はあるか。
 - 一職員として、提供資料、公表事項、募集期間といった、情報に関する取扱いの項目の規定がやや不足しており、各課の判断に依っている部分があると感じた。
 - 白井市の市民参加の対象としている事業は、他市と比べてもしっかりと規定されているように思う。逆に、他市のように除外規定を明確に設けることで、市民参加に馴染まない、実質的に市民の意見を取り入れることができないような事業については、無理に市民参加の対象とするのではなく、対象外としてもよいのではないか。そういった場合でも情報提供は積極的に行っていく必要はある。
- 市民参加の対象の問題を本格的に議論してしまうと、議会の役割は何なのか、市民の役割は何なのかということになってしまうため、難しい問題ではある。
- 審議会の委員の兼職状況に配慮とは、どういう意味合いか。
 - 委員の兼職状況を判断材料の一つとして、公募委員を選任することを定めているもの。応募の動機やその審議会への適性等を考慮して委員を決定するが、その一項目として扱い、他の項目が委員間で同列な場合、多くの審議会に委嘱されている方の優先順位が劣後する場合がある、あるいは他の審議会の経験を活かし優先する場合があるという意味合いである。
- 条例改正を行わなくても、市民参加条例の逐条解説にそういった意味の説明を付け加えることで、運用により対応することはできる。
- 条例や逐条解説においては出席率について謳っていないが、審議会の委員を募集する際には、例えば平日開催でそれに参加できる方という条件で募集をかけているので、応募してきた方は出席するよう努力する必要があると思う。
- 委員になりたくても落選する方がいるのに、これではよくない。審議会の募集の際に、他の審議会への出席率も考慮できるようになるとよい。
- 田中委員の出席状況については、他の審議会委員が心配していたと伝えておいていただきたい。

5. 閉会

- 今年度の会議は今回で終了となる。次回の会議は平成 28 年の 5 月以降になる予定。
- 評価基準というものが、来年度の総合的評価の際に直接的にかかわってくるものである。この評価基準は第 3 期委員が出した意見を基に作成したものであり、時代に応じて適宜修正していくことが望ましいので、今回修正してしまっても構わない。
- こちらの評価基準をデータで送付し、期間を平成 28 年度 1 月末を目途に気になる点をご指摘いただき、返送いただきたい。それを事務局で来年度の評価基準を検討していく。併せて取組結果一覧も送付し、意見を募ることとしたい。